

家庭から出されたごみの持去りを禁止する目的について

1 第 46 回京都市廃棄物減量等推進審議会で整理した考え方

平成 22 年 7 月 2 日に開催された第 46 回京都市廃棄物減量等推進審議会（以下、「審議会」という。）において、整理した考え方は以下のとおり。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下、「条例」という。）に持去り禁止の規定を設ける場合、条例の目的規定に留意しつつ、現状と課題を踏まえて目的を明確にしておくことが必要

＜条例目的規定＞

廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量、廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持(以下「廃棄物の減量等」という。)を図るために必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

○ 最大の目的は、以下の二点とすべきであり、いずれも条例の目的と合致している。

- ・ 市民の分別意識、有料指定袋による排出への協力意識の低下を防ぐことにより、ごみの分別・リサイクルの後退を防止すること
- ・ 集積所の清潔を確保すること

○ その他、騒音防止、売却収入の改善などについては、条例の目的に照らせば、補助的な目的と考えるべき。

○ 適正処理の確保については、民間による独自回収を否定することに繋がりがかねないので、補助的な目的として掲げるのが適当

また、前回の審議会では議論しなかったが、循環型社会形成推進基本法第 12 条の規定により、国民（市民）は、「循環資源の適正な循環的な利用の促進に努めるとともに、その適正な処分に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務」を有している。この規定に基づき、分別の責務を遂行し、市に協力しようとする市民の努力が無に帰すという観点も押さえておく必要がある。

＜循環型社会形成推進基本法（抜粋）＞

（国民の責務）

第十二条 国民は、基本原則にのっとり、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めるとともに、その適正な処分に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有する。

2 目的に関する考え方の再整理

(1) 規制対象とするごみの種類

前回の審議会で整理したとおり、手数料を徴収していること及び有価性を考慮し、「缶・びん・ペットボトル」と「大型ごみ」を対象とする。

(2) 考え方の再整理

ア 前回の審議会で整理した考え方について

- ・ 前回の審議会で整理した考え方（1項参照）は、「缶・びん・ペットボトル」からのアルミ缶の持去りに関する視点を中心に整理されていたことから、「大型ごみ」の持去りに関する視点についても整理した上で、持去り禁止の全体の目的の考え方を整理しておくことが必要

イ 「大型ごみ」の持去りを禁止する目的について

- ・ 大型ごみ収集申請件数のうち、約3%が持ち去られ、京都市が収集できていない状況である。
- ・ 「大型ごみ」も手数料を徴収していることから、「缶・びん・ペットボトル」と同様に、分別排出への協力意識の低下を招く恐れがある。
- ・ また、持ち去られた「大型ごみ」は、再使用されるだけでなく、売却目的で部品取りされるものもあると考えられ、不要な部分等の不法投棄や、不適正な処理が行われている可能性も否定できない。
- ・ よって、「大型ごみ」の持去りを禁止する主たる目的としては、「缶・びん・ペットボトル」と同じ「分別・リサイクルの後退を防止すること」に、「市による適正処理の確保」を加えるべきであり、この目的は、廃棄物条例の目的とも合致している。

ウ 持去り禁止の目的（再整理）

以上のことから、持去り禁止の目的は、

- ・ 市民の分別意識、有料指定袋による排出への協力意識の低下を防ぐことにより、ごみの分別・リサイクルの後退を防止すること
- ・ 集積所の清潔を確保すること
- ・ 市による適正処理を確保すること

以上三点を総合し、

「循環型社会の構築に向けた、循環資源の適正な循環的な利用及び処分の確保」とすべきである。

この目的の考え方は、廃棄物条例の目的と合致することは前述のとおりであり、廃棄物関連の法体系（環境基本法を除く）の最も上位に位置する、循環型社会形成推進基本法の第10条に規定される、「地方公共団体の責務」を果たすためにも必要な考え方である。

<循環型社会形成推進基本法（抜粋）>

（地方公共団体の責務）

第10条 地方公共団体は、基本原則※にのっとり、循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な措置を実施するほか、循環型社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

※ 基本原則：循環型社会形成推進基本法第7条に規定される、「再使用」→「再生利用」→「熱回収」→「処分」の原則を指す。

